

掛川市教育委員会（以下、「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下、「乙」という。）とは、幼保園の経営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 乙が運営する『 \_\_\_\_\_ 』が、掛川市が策定した「掛川市幼児教育振興計画」（平成12年3月策定）及び、「掛川市〈(仮称)幼保園〉建設検討委員会 報告書」（平成12年12月策定）に掲げた「幼保園」の理念に基づく経営を持続していくために、本協定を締結する。

（経営関係書類の提出）

第2条 乙は、乙が経営する幼保園に係る新年度の経営関係書類（「経営書」「教育課程編成調査表」）を5月末日までに、甲に提出するものとする。

（「経営書」記載事項）

第3条 前条に規定する「経営書」の記載項目は、

- (1) 園の沿革、学区の概要
- (2) 園の経営構想、研修構想
- (3) 幼保園としての「年間指導計画」（内容項目…期毎のねらい、生活習慣、5領域のおさえ等）
- (4) 幼保園の「カリキュラム」（内容項目…発達過程、子どもの生活する姿、ねらい、内容等）
- (4) 安全計画（安全対策）
- (5) 教職員一覧表、園児数
- (6) 保育室、園庭などの配置図

（「教育課程編成調査表」記載事項）

第4条 第2条に規定する「教育課程編成調査表」の記載項目は、

- (1) 本年度の教育構想…地域及び園の実態、園目標と教育課題、重点目標と具体策
- (2) 地域に開かれた幼保園づくりの工夫…家庭や地域との連携、他の校種(小学校等)との交流活動、園における子育て支援
- (3) 各種編成表…年間教育週数、一日の保育時間、学級の編制  
※幼稚園部：各学期の始業日・終業日など ※保育園部：入園式・卒園式
- (4) 一日の流れ（幼稚園部、保育園部）

（園訪問による指導）

第5条 甲は、毎年度乙の経営する幼保園を訪問し、園の経営などについて指導・助言を行うものとする。

2 甲の園訪問の目的は、主として次に示す項目とする。

- (1) 掛川市乳幼児教育主要施策の浸透把握
- (2) 園状況の把握、園長の経営方針の把握
- (3) 保育者への指導の状況把握、園児の実態把握
- (4) 特別支援教育推進の状況把握（早期発見・早期発達支援の状況把握）

3 甲の園訪問における指導・助言は、主として次に示す項目に関して行うものとする。

- (1) 保育参観…中心保育参観、全学級公開保育の参観
- (2) 園長との話し合い  
園長よりの説明…園の経営方針、4月以来の取り組み状況、園内研修の推進状況の説明、特別支援教育推進の状況説明
- (3) 主任との面接…自園の教育課題解決に向けて、主任としてどう力を発揮しているかについての説明
- (4) 新規採用保育者との面接…自己課題に向けての取り組み状況についての説明
- (5) 保育者研修…園の課題解決に向けての園内研修会の状況説明

4 園訪問は、年1～2回とし、訪問の時期及び、事前・事後の提出書類などについては、別に通知するものとする。

(指導・指摘事項の改善)

第6条 乙は、第2条に規定する書類の提出及び、第5条に規定する訪問指導により、甲から改善の指導又は、指摘を受けた場合は、当該事項について速やかに改善の措置をとるものとする。

(細目協定)

第7条 この協定の細目については、別に定める。

(協定の適用)

第8条 この協定は、平成21年4月1日から、幼保園建設に関する補助金の交付が満了するまでの期間(平成40年度までの期間)、効力を有するものとする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及び、この協定に関して疑義が生じた時は、法令の定めるところによるほか、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。  
上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1  
掛川市教育委員会

印

(乙)

印